公立大学法人青森公立大学職員の給与の臨時特例に関する規程

平成25年9月30日 規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置に照らし、公立大学法人青森公立大学(以下「法人」という。)に勤務する職員(就業規則第2条第1項に規定する職員(学芸員及び技術員を除く。)をいう。以下同じ。)の給与の支給額を減額するため、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年4月1日規程第67号。以下「給与規程」という。)等の特例を定めるものとする。

(給与規程の特例)

第2条 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、給与規程第4条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
事務職員給料表	2級以下	100分の4.77
	3級から5級まで	100分の7.77
	6級以上	100分の9.77
教員職員給料表	1級から2級まで	100分の7.77
	3級	100分の9.77

- 2 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額 を減ずる。
 - 一 管理職手当 職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額(給与規 程第4条第1項第2号に掲げる給料表の適用を受ける職員を除く)
 - 二 地域手当 職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

- 三 給与規程第28条第1項から第5項までの規定により支給される給与 職員に適 用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ、当該イからニまでに定める 額
 - イ 給与規程第28条第1項 前項及び前2号に定める額
 - ロ 給与規程第28条第2項又は第3項 前項及び前号に定める額に100分の8 0を乗じて得た額
 - ハ 給与規程第28条第4項 前項及び前号に定める額に100分の60を乗じて 得た額
 - 二 給与規程第28条第5項 前項及び前号に定める額に、同条第5項の規定により職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 特例期間においては、給与規程第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とし、給与規程第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当額との合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから給与規程第20条の規則で定める時間を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(公立大学法人青森公立大学職員の介護休暇等に関する規程の特例)

第3条 特例期間においては、公立大学法人青森公立大学職員の介護休暇等に関する規程(平成21年規程50号)第8条の規定の適用については、同項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額」とあるのは、「公立大学法人青森公立大学職員の給与の臨時特例に関する規程(平成25年規程第2号)第2条第3項の規定により給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額」とする。

(公立大学法人青森公立大学職員の育児休業等に関する細則の特例)

第4条 特例期間においては、公立大学法人青森公立大学職員の育児休業等に関する細則(平成21年規程第49号)第20条の規定の適用については、同条中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額」とあるのは、「公立大学法人青森公立

大学職員の給与の臨時特例に関する規程(平成25年規程第2号)第2条第3項の規定により給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額」とする。

(端数計算)

第5条 この規程の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。 (公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部改正)
- 2 附則第12項中「第8条に規定する職にある職員(理事長が定めるものを除く。以下「管理職員」という。)の」の下に「平成25年9月30日まで及び平成26年4月1日から」を加える。

(失効)

3 この規程は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。